

屋外広告物を取り締まるというその目的の中に、公共の安寧を維持するとか、善良の風俗というようなことを取り上げて規制の対象にしておりますけれども、いまの屋外広告物法はそれが規制対象に入っておりません。屋外広告物の、あるいは屋外広告物を掲出する物件の意匠とか、要するに形とか色とか場所とか、そういったようなものを制限をしておるのでございます。これを制限する趣旨は、これ自体にもございしますが、要するに都市の美観風致を保護する、片方で危険を防止する、この二点にあるわけでございます。この二つが公共の福祉の範囲になり得るということはこれは間違いないと存じます。が、問題は、その場合に都市の美観風致あるいは危険の防止ということのために、表現の自由をどんなに制限をしてもいいかといえますと、これも必ずしもそうではないわけでございます。やはり一定の制限、限度があるはずでございます。そこに比較考量ということが非常にむずかしい、これは立場によって非常に御意見が分かれるところであると存じます。少なくとも現行制度はそれがバランスとれるということを前提にいたしまして、その限度で規制するという制度になっておる、かように存じます。

○森井委員 具体的に、たとえば、これはこの前も問題になりました大阪の例でございますが、アメリカのベトナム侵略に反対をしよう、これは確かに一つの重大な問題でありまして、当然平和愛好家の皆さんがいろいろな角度で表現をし、国民に訴える、これはあり得ることでありまして、そういった基本的な権利は、これは憲法二十一条で許されておるわけですね。しかしながら現実には、いま申し上げましたアメリカのベトナム侵略戦争に反対をするという具体的な表現をしよう、ということの場合に、庶民としてできることは、実際にビラを張ったりあるいは立看板で国民に訴えたり、非常に有効な手段として私は認められると思うわけでありまして。たとえば、金のある人は新聞に広告を出したりあるいはテレビやラジオで

それぞれ番組を買い切つて表現をしたりというふうなことができるわけでありまして、いま申し上げましたような表現で国民に訴えようとする場合に、いわゆる小市民はもうポスターとかビラとかそういったものにたよらざるを得ない、それ以外的手段を持たないというふうなことがあり得ると思うわけでありまして。ところが、従来でも屋外広告物法につきましても大ざっぱに申し上げまして判例が二つに分かれておる。もちろん最高裁の判例はありますけれども、各地の下級裁判所での判例というのは、そのときどきでの裁判官の判断によりまして、白にも黒にもなっているというケースなんです。今回はさらに御案内のような改正になりまして、従来以上にむずかしくなる。こういった場合に、憲法違反の疑いが非常に濃いのではないか、私はそういうふうな考えを聞きたいんですが、法制局としてその点の考えを聞きたい。なお、公共の福祉とは一体何なのか、これもこの際法制局の考え方を明らかにしていただきたいと思うのです。

○林(信一)政府委員 今回の法律改正案の審査にあたりまして、私も最も気がしたのもそういう点でございます。そこで今回御提案申し上げました第七条の第四項をごらんいただきますとわかりますように、いろいろな制限といいますが、条件を課しておるわけでございます。かようなきびしい条件のもとに初めて認め得るものであるというところでございまして、おおよそ、そこら辺に立って形式的に違法と一見見られればすべて適用するということとは考えておりません。なお、お話しのような屋外広告物、特にビラ等によらない問題は、私のかすかな記憶では屋外広告物法制定当時にも非常に議論されました。特に、たとえば新聞紙に墨で書く、これはすぐに美観風致を害するものであるといったような論もあつたように存じます。このようなことは、一つは表現のしかた、テクニクといえますが、そういったものが進歩ということもございまして、表現をされる

方が、そういう一般の福祉を害しないような方法で表現をしないといったような心がまえといえますか、そういったことも当然前提としては必要である。あるいは一たん表現した表示物が雨風に打たれて非常に美観を害する、こういう状況になったときにそのあと片づけをしないというふうなこともいえるわけでございまして、そういう点の配慮がされていないような場合に、これは都市の美観上放置できないという事態に立ち至った場合には、やむを得ず強制撤去いたしますというのが今回の法律の趣旨でございます。

なお、公共の福祉とは何だというお尋ねでございますが、これは非常にむずかしい問題でございます。まして、とても一口で申し上げられるようなものではないと存じます。個別に具体的な事案にあたりまして判断するほかはない。先ほど申し上げましたような、都市の美観あるいは風致というふうなもの、都市の美観あるいは風致というふうなものが、一体何が都市の美観であるか、これは非常にむずかしい、都市専門学者にでも尋ねてみなければ具体的にきまらないような問題だと存じますけれども、文化国家、文化生活を国民に保障しようとするのが国の憲法のもとにおいて、都市の美観風致を維持するということ、こういう屋外広告物法の趣旨はやはり公共の福祉のためのものであるというの、この屋外広告物法に關しますところの昭和四十三年の最高裁の判決でも申し上げておるところでございます。公共の福祉を一口で説明しろと言われましてもなかなか困難な問題でございますので、これは個別に判断せざるを得ないということになると存じます。

○森井委員 整理をしてみますと、憲法二十一条の表現の自由は、これは一応原則としては文字どおりそのとおりである、自由である。ところが公共の福祉に反する場合にこれは制限ができる、一口に言つてこういう解釈だと思ふのです。一般的にはそのとおりだと思ふのです。

ところが今回の改正案で、これは今回の改正案だけじゃありません、法の目的そのものもそうですけれども、二つあるんですね。一つは、都市の

美観風致、こういった観点から、いわゆるこれは公共の福祉であるので、したがって表現の自由等は制限せざるを得ない、これが一つ。二つ目は、公衆に対する危害の防止ということが入っております。屋外広告物法そのものは、よく読んでみますと、あとのほうの公衆に対する危害の防止というのとはどちらかというと影が薄れておりまして、都市の美観風致、これを守るのだということが私はやはり最大の公共の福祉を守るという形になっておると思ふわけです。そうすると、表現の自由という問題あるいは言論の自由という問題と都市の美観との兼ね合いの問題だと思ふわけですね。

確かに、昨今、都市の美観あるいは公害防止、そういったことについては時の問題でありまして、これは国民の総力をあげて美観を確保しなければならぬと思ふのです。しかしそうかといって、幾らきれいに整とんされた市街地であっても、そこに何ら表現をするところがない、つまり文明以前のの世界に戻るような、そういうふうであつてはならぬと思ふわけです。なかなか、都市の美観もさることながら、先ほど申し上げましたように、平和の問題であるとかあるいは国民生活を守る問題であるとかいった形でそれぞれ訴えていくというところは、これは都市の美観を守る以上にきわめて重大な問題だといふふうに思ふわけです。

ですから、あなたは公共の福祉といふのは一がいかに言えないということでありまして、なんならとつくりといろいろな例をあげまして質問したいところでありまして。しかし時間の関係で省かしていただきますが、とにかく、要するにいまの法体系からいえば私が申し上げたような形で、これは法制局と私との間で争ひはないと思ふ。そうすると問題は、言論の自由、表現の自由というのは憲法に保障されておるわけでありまして、このようにして守つていくか、このことが非常に大事な問題だと思ふのです。そうすると一体どういう手段があるかということなんです。先ほど言いましたように、新聞あるいはテレビ、ラジオ、そういったものを通じて発表する場合もあるでしょう。

しかし、先ほど言いました少なくとも小市民の経済的な問題等もありますから、最大の方法というのは、町へポスターを張ったり立札を立てたり立看板を立てたり、そういったことに尽きると思うわけでございます。ですから基本的には、憲法の精神に従うなら少々無理があってもやはり努力をしてそういった手段を確立をしてやらなければならぬ、これが憲法解釈上私は当然の任務だと思ふわけでございます。この点、方法についていかがですか。

○林(信一)政府委員 実はお尋ねの御趣旨がちょうどつかめない点もございしますが、表現の自由の内容といたしましては、一つは表現の内容自体の自由ということもございましょう。それから片方で表現の方法の自由ということもあると思ふ。表現の内容については、これは法令で制限することが憲法上は非常に困難であらうと存じますが、表現の方法につきましては、これは外部に出ます場合に公共の福祉とかかり合いを持つことが非常に多いと存じます。屋外広告物法の取り締まりもその一例であると存じますけれども、具体的な場合にいかなる表現の方法があるのだというお尋ねのようございしますけれども、これは法令の禁止しない、許された範囲内で少なくとも自由があるというふうにお答えするはかないのでございします。

○森井委員 具体的に申し上げますと、表現の自由というのは手段も含めて憲法上これは保障されておると思うわけです。公共の福祉に反するという場合だけ具体的にはそれが制限できる、こういう性質のものだと思ふのです。そうすると、やはり立法にあたっては、いま申し上げました表現の自由は基本的に守るのだということでも、もっとはつきりいえば制限というのはいささか少なくして法律をつくるべきである、こういうふうにいえると思うのです。

たとえば今度、標準条例というのがありまして、具体的に見せていただきますと、かなり無理があるわけですね。たとえば標準条例の第五条というのを見てまいりますと、知事の許可を必要とする、

そういう場所に「港湾、空港、広場及びこれらの附近」となっておるわけですね。たとえていいますと、広場というのはいろいろ定義がありましようけれども、一般的に考えまして、これは国民が集会を持つときに非常に便利のいいところである、これは何人も否定できないと思う。ところがそういった人が集まりやすい場所、広場だけならいいのですが、その「附近」ということばを使つてあります。これが標準条例でございしますが、そういったところへいま申し上げました表現の自由に基づいていろいろなポスターなりビラを張っていく、ステッカーを張っていくという場合に、一々知事の許可を得なければいけない、こういうような形になつておるわけでありまして、あるいはまた擁壁石垣であるとか、そういったところへも張っちゃならぬ、これは禁止場所になつておるようです。そういうふうには制限をする場所が必要以上に拡大をされておる。このことは私は非常に重視をしたいわけですね。法制局にこれ以上お尋ねをすることはどうかと思ひますが、立法の精神からすればできるだけ広場であるとか公園であるとか——公園はいろいろまた問題ありましようけれども、広場であるとかその付近であるとかいったところはむしろ、人の集まりやすいようなところは積極的にこれは認めていくべきだ、こういうふうには私は考えるわけですね。したがって、一口で御答弁をいただくかと思ひますが、とにかく先ほど申し上げました言論の自由という観点からすれば制限は少ないほうがいい。ですから、政府もできるだけ制限は小さくしたほうがいい、こういう見解を持つわけでありまして、その点についてだけもう一度お伺ひしておきたいと思ふのです。

○林(信一)政府委員 標準条例の案をいま手持ちいたしておられますのでその点はお答えいたしかねますが、一般的に申し上げて、表現の効果が十分あるようなところはまた公共の福祉にかかわりのあることが多いんではなからうかと存じます。いまお話しした広場も、おそらくいゆる公共広場というふうなものでありまして、これに近い公共

の用に供される広場、こういったものではないかと推量いたしますが、いずれにいたしましてもそこら辺がいればもう刃の剣でして、なかなか調和のむずかしいところと存じます。いま、広場を書くことが直ちに憲法違反だということまでは申しかねるわけでございますが、表現の自由がでる限り保障されなければならぬものであるというところは、憲法のもとにおきましてこれは当然のことであるかと存じます。問題は、これを制約するところの公共の福祉の内容をどう考えるか、これが先ほど申し述べましたように、人によつて、立場によりまして多少考え方が違つてくるということがございしますので、単純にイエス、ノーというところをお答えいたしかねる次第であります。

○森井委員 それでは建設省にお伺ひしたいと思ふのですが、標準条例案の第五条に、先ほど申し上げました知事の許可を必要とする場所、この中に「広場及びこれらの附近」ということばを使つてありますね。これはどういう場所をさすのか、お伺ひしたい。

それから、時間の関係もありますからついでにもう一つ言ひますと、知事の許可が得られる場合と得られない場合、つまり、どういう場合に知事は許可をしなければならぬのか。建設省の考え方を明らかにしてもらいたいと思ふのです。

○吉田(泰)政府委員 まず、標準条例案の第五条の御指摘の条文は「港湾、空港、広場及びこれらの附近の地域で、知事が指定する区域」ということになつておりました、すべてのそういった区域を許可区域とするという意味ではないわけでありまして、実際には、これを受けてその一部を知事が別途指定をしていくことで運用されております。なお、「附近」と申しますのは、広場を取り巻く面する建物という意味でありまして、広場から見てもそれを囲む地域、こういうような意味であります。

それから許可基準につきましては、この標準条例案では第十一条で「許可の基準は、規則で定める」ということになつておまして、規則に委任する

ことを考えておりますが、各県でも許可の基準は、かなり具体的に形状とか寸法とか掲げる場所の位置、高さ、詳細にわたりますので、やはり許可基準は規則等に委任して詳細に規定しておる、こういう事例が多いわけでありまして、許可の基準といひましては、いま申したような、できるだけ美観風致あるいは危害防止という点を確保するような意味で、そのような抽象的な概念を極力客観的な寸法とか大きさとかいうようなものに置きかえまして実施しているということでありまして、

○森井委員 よくわからないのですが、説明していただければ本人はおわかりかどうか。いいですか、まず「広場」というものの定義をびしと言つてください。たとえば法制局は先ほど、公共広場のことですね、こういうふうなことでした。一体広場とは何かということなんです。たとえば東京の明治公園の中に広場がありますが、これは広場なのか公園なのか。こういう場合、屋外広告物法としてはどういうふうな解釈をするのか。

それから知事の許可の問題ですけれども、高さだとかその他話をしておられましたが、どうも納得がいかないわけです。建設省としては標準条例をおつくりになつたわけでありまして、こういう場合には許可をいたしませんということがびしと言へるはずだと思ふのです。

○吉田(泰)政府委員 「広場」というのは、都市計画にも「広場」という用語があります。これは都市計画決定をした広場ということで、非常に形式的にははつきりいたしますが、ここではいま申しましたように広場のすべてという意味ではなくて、広場の中でのこの広場、この広場というふうな具体的にあげると、この地域内の広場というふうに掲げるか、いずれにしても特定するようにいたしているわけでありまして、おっしゃるような公園の中の広場というものは、たいていの条例なり規則の中で「公園」ということも規定している例がありまして、その場合には公園全域ということでは、その中の広場ということの特段——公園として含めれば含めておるということであらうかと思

います。しかし、公園の中の広場であつても、その広場だけに着目して、公園は何も規制しないけれども広場だけを規制するということは、これはあり得ると思います。

許可の基準は、先ほど一般的に申し上げましたのでおわかりにくださったかと思いますが、たとえば東京都の規則で申しますと、電柱を利用するものの許可基準は、その広告物の種類等によりまして、路面からの高さ、その設置する広告の一番下の端の高さとか、それからその寸法、縦かける横といった寸法とか、そういったことが規定されてありますし、色彩なども「色は四色以内とし、地色は黒、赤及び黄を使用しないこと。」というようになっております。そういったことが、広告塔、広告板、公衆電話ボックスを利用するもの、建物の壁面を利用するもの、建物から突出する形式のものというようにことで、詳細にわたり規定されているわけであります。

○森井委員 いまあとのほうで言われたその制限は、理由は何ですか。

○吉田(泰)政府委員 理由は、一つには美観風致の維持ということからきておりますし、一つには危害防止という点からきております。たとえば、電柱に突き出し看板というのがありますが、これなどは歩道の上は高さ二メートル五十以上とか、車道に万一飛び出す場合は四メートル五十以上なければならぬ。これは通行者の安全、そういうことを明らかに意識した、そこから出発したものでありますし、大きさ、形状等につきましては美観風致のほうからきたものが多いと思われませんが、これとても風で吹き飛ばされやすいような取りつけ方をしろというふうなこともありますし、また、その構造が弱い風で倒れるようでもいけないというふうな意味の免責的な要件というのも考えられますから、両者複合したものもあると、こういうわけであります。

○森井委員 私が質問したのは、いま主として広場を言ったのです。電柱とかその他ありましたか、それはその付近ということになれば電柱もあ

るかもしれないが、具体的に例として明治公園の中の広場を先ほどちょっと申し上げたと思うわけでありまして、あれを想像してみた場合に、いまあなたがおっしゃったことが当てはまりますか。

第一、広場というのは一体何のためにあるのですか。ちょっとこの点だけ見解を聞いておきたいと思ひます。広場は何のためにあるのか、あなたの言われた意味の広場は。

○吉田(泰)政府委員 広場は、いわゆる都市における空間といひますか、オープンスペースの一つの形態でありまして、その機能、目的は多岐にわたりますが、例示すれば、休息とか、人が集まるとか、多少の遊戯をするとか、そういったことだと思ひます。

○森井委員 どうも意地の悪い質問をしたわけですが、いまいみじくも言われましたが、やはり集会をする場所でもあるわけですね。それは遊戯をする場所でもあるでしょうが、現実にはまだ戦後ずっとこの広場を通じて集会が持たれた。たとえばきのうも明治公園で自民党の強行採決反対の大集会が持たれたわけでありまして、そういう場合に、非常に要領よく、自民党の強行採決に抗議しようというふうな立看板がかけられておりました。今度はそういう場合に一々許可が要るわけですね。これはたいへんなことだと思ひます。広場というのは、たまたまこれもあなたの答弁で出ましたが、やはりオープンスペースでもあるわけですね。現実にはそこでは何万人という人は集まれないのです。確かにいままですくなく何十回となく、何百回となく広場を利用していろいろな集会が持たれてまいりました。これはど

ちらかという、ピラにしろあるいはたれにしろ立看板にしろ、大衆に訴えるかっこうの場所でもあるわけですね。それを今回の改正案では、従来フリーであったものを知事の許可を必要とする場所に指定をされた、こういう形になるわけですね。知事の許可、これは私は非常に重大なことだと思ひます。一々これを許可制にしないで

も——これは従来も許可制だったのか。どうも失礼しました。

いずれにしても、今度は一方的に除却ができる、こまごま改正案が進んでまいりました。私はいみじくも思ひます。広場だけでなく、たとえば空港というのが入っております。今度あるかどうか知りませんが、たとえば首相の訪米反対——これは田中首相じゃありませんが、かつて歴代の総理が訪米をされる場合に、あの羽田空港を中心にしたしましてやはり具体的に一つの表現がなされてまいりました。私はやはりそういうふうな考えをしますと、今回の改正案はどうもねらいがその辺に置かれておるのではないかと気がしてならぬわけですね。これはなるほどいままであったわけですが、問題は、今度は立てたらずく撤去できるという点が問題なんです。除去できるといふのが問題なんです。じゃまになるやつはすくすく。具体的には、権力者がこれはいやだと思ひたら、のけようとするればのけられるわけですね。これと表現の自由との関係は私は相いれないものがある、こういうふうな思ひざるを得ないわけですが、いかがですか。

○吉田(泰)政府委員 従来の規定におきましても、まず相手方が確知できない場合、これは直接、除却の規定がすべての広告物に及んでいたのであります。そこで、今回の改正というものは、相手方が確知できる場合であっても、「相当の期間を経過し、かつ、管理されずに放置されていることが明らかなるもの」、もちろん条例で定められた事項に明らかに違反しているものと認められるものという条件が付加されまして、そういったものに限って撤去できるというわけでありまして、これは従来はどうしておったかといひますと、相手方がわかっておりますので、その者に除却命令を發し、それでも聞き入れないときに、行政代執行の規定に乗り移って、戒告、代執行令書の執行、それから代執行という手続を踏んで行なわれたということでございます。数少ないものですとそういう手続を踏んで、まあある程度の期間の手続が要りますが、

いずれは撤去できますけれども、非常に数が多いというふうな場合に一々それをやるということとは非常に煩瑣に過ぎるし、もともと明らかに条例違反のものでありますから、相当の期間を経過し、かつ、管理されずに放置されているというふうなものにつきましては、しかもその拡大しました範囲もはり札、立看板で、その構造等も法律に具体的に書いてあります。軽易な構造で簡単に取付けられているもの、こういうものに限りておるわけでありまして、おっしゃる通りに違反を見つけたらすぐ撤去できるというわけではないわけでありまして。

○森井委員 おっしゃったような第七条の規定は私も承知をした上で言っておるわけですね。だからたとえば第七条の「表示されてから相当の期間を経過し、」云々、あるいは「管理されずに放置されていることが明らかなるもの」その他あるわけですが、けれども、これらの判断ですね。「相当の期間」といふのは、いままでの答弁の中では一カ月という理解をしたが、それとどの程度なのか。それから「管理されずに放置されていることが明らかなるもの」、この判断はしかたによつてはどんなにでも受け取れるわけですね。だから、権力者がいやなものはいつでもはがせる、こういうわけでしょう。その点、私どもは非常に心配しております。

いま大臣がお留守なんでしょうけれども、聞かずにいわけでありまして、それよりも、広場とか空港とか、そういう非常に人が集まりやすい、また集まることの意味で慣習化されているような場所についてこれが適用されてくると、言論表現の自由が非常に制限をされてくると思ひます。表現の自由が非常に制限をされてくると思ひます。村委員から質問がありまして、結果的に大臣から、電柱は除くということになりました。非常にいいことだと思ひます。最近には特に、今回の改正に入っておりますたれ、はり札ですね、ある意味ではいままでのようにべたべた張りつけておるよりも、ベニヤ板を使つて要領よく、しかも撤去も非常に安易、こういうものはむしろ奨励すべきで

はないかと思うのですよ。逆にこれを制限をされる、気に入らなければ除却できる、こういう形なんです。

この際ちょっと明確にしておきたいと思うわけでありまして、最近商品投機その他がありまして、ベニヤ板等の値段がずいぶん上がりまして、これは一つの私有財産ですね。そうすると、知事もしくはその代理のものが、先ほど言われました七条の手続を経まして除却ができる、こういう形になるわけでありまして、そういったし、何回も使おう、最近高くなつておりますし、良質なものがふえてきておる。それを簡単な手続で除却ができる。私有財産権の侵害にならないかと思うわけでありまして、この点、いかがですか。

○吉田(泰)政府委員 最初の御質問である「相当の期間」とは一月と考へてよいかということでありまして、この種の広告物の許可期限が普通定められておりました、通常一月程度になつておりますから、長ければそのくらいの期間と思ひます。しかしながら、表示内容等から見まして、すでにその期間を過ぎておるようなものか、表示の目的たる期間を過ぎておるようなものか、あれば、それは張り出されてから一月もたつていなくても、広告の目的を達成しておりますから、そういうものは、個々に具体的に判断いたしまして、必ずしも一月でなくてもいい、こういう解釈であります。

次に、除却をしてしまつて、財産権侵害にならないかということでありまして、確かに立札、立看板といふことになりまして、ベニヤ板とか、簡単な板あるいは木組みに張りつけている程度のものであります、はり紙なんかとは違ひまして、やはり一つの財産物と見なければならぬまい、こう考えます。これにつきましては、都道府県知事が除却しましたはり札、立看板は、まず一たん保管いたしまして、保管後、遅滞なく管理者に知らせ、受け取りに来てもらふ。受け取る意思がないといふことであれば、通常のものはそので処分してしまひますが、高価なものもしあれば、これは警察に届けて、準備失物として六カ月間保管するといふことにならうかと思ひます。通常は、通知いたしまして、没収するわけではありませんが、相手方の意向により処理する、こういうことになります。

○森井委員 いまの答弁のうち、二つ問題点が出てきたと思ひます。一つは、いわゆる「相当の期間」といふのは一月になる場合もならない場合もある。それは具体的に期間は過ぎたものといふ表現がありました。つまりポスターあるいははり札の中身まで見て、そして除却するかどうかといふことをきめるわけですか。中身について吟味するの。これが第一です。

二つ目には、そうするといふあなたがおっしゃった説明は、ベニヤ板その他は準備失物と同じような扱いになるかと思ひます。一たん集めて保管をしておいて、確認はします。そうすると、たとえばベニヤ板を一たん集めて、そして管理者に通知をして、取りにこないければ準備失物と同じように警察へ届け出る、こういう形なんですか。これは再度明確にしておきたいと思ひます。いまあなたが言われたこと、二つともどこに書いてあるのか、これも教えていただきたいと思ひます。

○吉田(泰)政府委員 最初、通常、特段のことがなければ一月ぐらゐという期間を考えています。が、広告物の有効期間が過ぎておるようなものは、それ以前でもいいと考へておると申しましたが、これは、パーゲンセル何月何日までとか、そういうことが一目で目につくように書いてある場合が多いわけでありまして、その期間が過ぎておる置かれておる例も多いわけでありまして、そういう意味で申し上げたわけでありまして、その中身まで許可の審査の対象にするといった意味ではありません。

それからもう一つ、遺失物と同じか、こういう御質問でございます。遺失物の十二条に「準備失物」といふ規定がございます。これは遺失物そのものではないのですけれども、他人の放置したる物件といふことで遺失物に準じたような扱い

がその法律に書いてありますが、この法律による場合には、警察に届け出て、警察が六カ月間保管するといふことであります。それで、先ほど申し上げましたが、このはり札、立看板を除却したあとの措置としては、はり紙のようにすぐ廃棄するといふようなことはしない、一たん保管して、これは相手方がわかつておる場合でありますから、相手方に連絡して、取りに来てもらふ。取りに来てもらえらると思ひますが、もし、もう要らない、かつてに処分してくれといふことであればそこで処分することになります。もう少し待つて、その期間を少し延ばして取りに行くといふことであれば、その間待つといふことになるでしょう。いづれにしても高価なものは警察に届けて、いま申した遺失物法による準備失物としての扱いになると思ひますが、その他のものは、相手方の意思によりまして廃棄するなりお返しするなり、こういうことにならうと思ひます。以上の点は、この法律には直接規定がございませんで、解釈として考へておるわけでありまして。

○森井委員 大臣がお見えになりましたが、もう一つだけ明確にしておきたいと思ひます。といふのは、法律とそれから標準条例との関係です。これは前回の委員会でも問題になりました。たとえば屋外広告物の第四條で具体的にたてておるわけでありまして、それと標準条例を比べてみると、当然標準条例といふのはこまかくなるとはわかりますけれども、無数にふえておるわけですね、大げさにいへば、この間も問題になりました電柱一つとてみてみてもずいぶんいろいろある。先ほど申し上げました空港であるとか、あるいは広場であるとかその付近であるとか、こういったものも法にはないのです。たしかなかったと思ひます。標準条例の第四條あるいは第五條を見ますと、もうずいぶん法にないところが無数にふえてきておるわけですね。その根拠についても聞きました。これは第四條のあとに「前各号に掲げるものの外、三々といふことで全部入れおられるといふことでありますけれども、し

かし、あまり拡大解釈をして標準条例に入れるといふことは私は問題だと思ひます。この点、再度明確にしたいだきたいと思ひます。

○吉田(泰)政府委員 標準条例案はもろろん法律の範囲内で、いわば法律をさらに具体化しふえんする。法律が例示的に書いて、その他知事が、県が特に定める場所とか物とかいふことを受けて、はつきりとこれこれといふふう書き並べる性格のものであります。前回も御答弁申し上げましたように、標準条例案といふものは何れも法律の当初から私ども非常に積極的に都道府県の事務をリードしようといふことでつくつたわけではなくて、法制定後相当期間経過し、各府県の条例もは出そろつておつた段階で、一方では条例によつていかに地方にまかせた規制とはいへ、この広域化社会の時代に、あるいは高速交通の発達している時代に、あるいは国際的な空港などのふえてきてい

る規制でも困るのではないかと要請もまた一方にありまして、その辺を勘案しまして、ある程度標準的なものとして参考にお示しできれば、まあ文字どおり参考にしやうといふものではないか。それを通じてあまり極端な開きといふものがないか。これもまた徐々には期待できる、こういう意味で標準条例案をつくつたわけでありまして、その場合に、すでに多くの条例が各府県等でできておるわけでございますので、これを広く見渡しまして、その多くの府県が採用したところを採用いたしまして、それと違ふ府県は必要に応じて参考にしてください、こういう形でつくり上げたのが基本的な考え方でありまして、したがって、御指摘のような非常にたくさんある項目も、現実に都道府県の条例においてすでに定められておつたものが大部分であります。

なお、広場、空港なども法律にないといふことで、御指摘のとおりであります。たとえば広場につきましては、法律に「公園、緑地」等の例があつておられて、そういうものにかなり類する機能もあるではないかといふ考え方でありま

し、空港なども、交通施設としての「道路、鉄道」等もありますことから、類似した機能の公共施設というようなことも考えられるというわけでありまして、しいて拡大解釈したものとは私ども考えていない次第であります。

○森井委員 都市局長とやりとりをいたしまして、もとも前にも進みませんので、建設大臣にお伺いしたいと思うのですが、大臣、こういうことになると思うのです。

表現の自由からすれば、これは基本的に守られなければならぬけれども、公共の福祉という観点から制限せざるを得ない、こういうことだと思ふのです。具体的に私があなたがお見えになるまで聞いておりましたのは、法にはないわけでありまして、標準条例の中で広場であるとかありますけれども、その付近は知事の許可区域、許可場所とするということがあるわけですね。ところが、具体的に申し上げたわけではあります、都市の中における広場というのは、都市局長も言いますように遊戯をしつたりいろいろなこともありましようけれども、重大な機能として集会の場所でもある。きのうの明治公園も同じことでありますけれども、広場がある。これは最も大衆の集まりやすい場所です、しかも、一つの思想を表現しようとするば、ほんとうにかつこうの場所ということになるわけですね。

「委員長退席、村田委員長代理着席」
その広場やあるいはその付近となつておるわけでありまして、これもどこまでが付近かということになります。非常にむずかしいところだと思いますけれども、いづれにいたしましてもそういったところは許可区域としないうかがいいのじやないか。むしろこういふところこそ表現の自由を確保するためには努力すべきじやないかというふうにすら考えられるわけですね。これは実は法にはないわけなんです。いま答弁がありましたように、標準条例でもってわざわざ広場なりあるいは空港なり港湾なりというところを追加しておるわけですね。したがって、私は少なくとも広場は標準条例からはず

したかどうか。この前電柱の問題では大臣から非常に前向きな答弁をいただいたわけでありまして、けれども、たとえば、具体的に申し上げたわけではあります、東京の明治公園あるいは大阪の中島公園といった集まりやすいところまで標準条例でもって制限をする。しかもこれは法にはない。いまの都市局長の答弁はかなり無理があるわけでありまして、けれども、私はせめてこういふところはむしろ積極的に表現の自由を認めていくべきではないかと思うわけですね。この点で大臣のお考えを聞きたいと思うのです。

○金丸國務大臣 表現の自由ということが守られなければならぬことは当然でありますし、先ほど来からお話がありますが、美観という問題も維持しなければならぬ。そこに調和ある行政が行なわれなければならぬと思うわけでございます。いま一、二を限つてのお話がありますので、そういう問題につきましては十分ひとつ検討させていただきますかと思つてございますが、条例の關係でございまして十分検討してみたいと思つて

○森井委員 法には公園は一応許可区域もしくは禁止区域になつてゐるわけですね。ところが考えてみますと、先ほどもちょっと答弁がありました、公共広場というふうなものがあるわけですね。たとえばよく集會が持たれる県庁前広場でありまして、とか、こういったところもあるわけでありまして、いま都市の中で屋外で集會を持とうとすれば、そういう場所しかなくなつてゐるわけですね。それだけこの都市ももうすでに過密化しておると言つてもいいでしょう。東京のごときはなおさらその典型的な例であります、集會を持とうとすれば唯一の場所だと言へると思つてゐる。そうしますと、そういうところからいへば表現の自由を認めなければ、一体どこへポスターやステッカーや、はり札を張ることができぬのか。しかも、先ほど言いましたように、テレビやラジオを通じ、新聞を通じてするといふふうな手段を持たない普通の国民でしたら、大衆はとにかく手とり早く、

せいぜいベニヤ板でたれ札をつくつたり立看板をつくつたりするしかないわけですね。しかも無数にという意味ではなくて、人のほんとうに集まりやすい場所だけは認めていいんじゃないか。現にいままで全国、あれだけ各地で集會が持たれておりますけれども、いままでは一向、どう言いますか、不便を受けていない。今度はその知事がかつてに——かつてにという表現は悪うございますけれども、一定の制約はありますけれども、とにかく除却ができるような形にしたい。しかも、先ほど言いましたように、法では広場とかその付近とかいふことは書いてないわけですね。都市局長は先ほどあつた方お出しになつたと思つて、調べればわかることですね。こまかく空港とか広場とかあるいはその付近といふふうな、非常にあいまいな解釈ができるような場所まで標準条例に入れてあるわけですね。私も率直にいつて今回の改正案に強く抵抗を感じますが、何といひましても表現の自由が侵されるのではないかと。都市の美観といふことも確かに公共の福祉という面からは重大な問題ですけれども、それよりもなお大事な表現、思想、そういった自由といふものを侵されるという点で私は非常に危惧しておるわけですね。ぜひひとつ大臣の再考をお願いしたいのです。これは電柱と同じように、せめて広場だけははずすべきである。しかも、くどいようでありますけれども、法にはないのです。あえて標準条例でこういふふうな形で書かれておるというわけでありまして、再度大臣の御答弁をいただきたいと思つ

○金丸國務大臣 ただいまの先生のお話を承りまして、私も、この法律が言論、表現の自由を抑圧するといふことになつては困るというところ、事務局からこの法案を提出するにつきて説明を

受けながら、その考え方が一方にあつたわけですね。いまして、考え方は先生と私は一つであります。そういう意味で、言論といふもの、表現といふものを抑圧しないという意味で、規制、規制といふことで表現をすることがどこにもできないようなことになつても、これもまたどこに及ばない世の中になるだろう。またそれで訴えなければならぬといふ立場の人もおるといふことも、これも考えなくてはならぬ。十分検討いたします。

○森井委員 今度は具体的なことで聞きたいと思ふのですが、たとえば「物価値上げ反対」、こういうふうなたれ札があるといふことです。これは現に町にたくさんはらんとおるわけでありまして、第一種住宅地域——物価といふことになりまして、何といひましても家庭の奥さんが訴える最大の目標になるわけでありまして、先ほど申し上げましたように住宅地域に張りたい、これが第一例です。それから第二例は、都議選の關係で申し上げたいと思つてあります、東京に青い空を」とか、いろいろあります。自民党さんの場合は「東京ふるさと計画」といふのがありました。いろいろな形でポスターが、都議選が始まる相当前から町々にははらんと——はらんとといふことは悪うございしますが、要するに東京都を住みよとするための各党からのポスター、ステッカーの類が、もちろんこれは繁華街にもありましたけれども、閑静な先ほど申し上げましたような第一種住宅地域のようなどころにも張つてあります。これが第二例です。第三例は、わが党を引き合ひで恐縮であります、成田委員長来たる、これはほかの党にもあつたと思つてあります、特に立札として町々に張つてあります。これらは外見上は規則正しくと申します、私にはそう見苦しくなかつたろうと思つてゐる。もちろん数がふえましたからあれですけれども、また考え方によつては、都民はその程度の訴えは当然聞いて、最後に投票の判断をするという形で、そういう意味では大事な資料の提供でもあつたように思つてゐる。いまこういふ一、二、三の例をあげましたけ

れども、これは今回の屋外広告物法の改正案あるいは現行の改正をされない部分についても、適用をしないで一体どういう扱いになるのか。いけないのか、いいのか、具体的にお答えを願いたいと思います。

○吉田(泰)政府委員 いろいろな具体例をあげられまして、広告物と第一種住居専用地域との適用の關係の御質問と申します。標準条例案では、第一種住居の地域は、その中で特に知事が指定する区域を除きましてすべての広告物を禁止することが出来る地域というふうにしてあります。禁止を除いた地区につきましては許可が要する地域というふうにしてあります。

これは、一種住居というものが、低層住宅にかかると良好な住居環境を確保するために特に定める都市計画の地域でありまして、そのために、個人の土地でありながら、建築率も最低十分の三までの範囲で一般の地域よりも低く制限することもできる、容積率なども他の地域よりも相当低く抑える、それから高さも十メートルまでしかいけないうような、非常にきびしい、いわば財産権の制約を課してある。そういうことによつて低層住宅にかかると良好な住居環境を保持しようということで行なっている地域でありまして、広告物につきましてもそういう地域ではできるだけ表示されないということが望ましい。しかし、すべてを禁止というわけにもいかないで、個々の禁止地域の判断につきましては都道府県にゆだねる、こういうことになっております。

○森井委員 大臣、お聞きのように、第一種住宅地域等には何も張れないんですね。先般の委員会でもどなたから出ておりましたが、そうすると、われわれ国会議員をはじめとして、おそらく屋外広告物法に違反してはいない者はいないだろうという話がありました。しかし現実の問題としては張らなければならぬし、張られておるわけですよ。その意味では法の權威を失墜しておるわけです。具体的な条例という形になりますけれども、非常に私は危険だと思ふ。先ほど都市長の答弁、閑

静な地域だからということですが、法では都市の美観風致、——危険はないですね、立札で要領のいいものでしたら。そういう意味で具体例を申し上げたわけですが、危険はないと思う。問題は美観風致の問題だと思ふわけです。一切そこでは立札や看板等やり札等はできないということとですか。一言でいいですかから答えてください。あなたは答弁が長過ぎるから、一言でいいです。

○吉田(泰)政府委員 知事が定めたことはできないし、それ以外のことは許可を得なければいけない、こういうことになっております。

○森井委員 ちゃんとここに書いてあるわけですが、「禁止し、又は制限することが出来る」となっております。先ほど申し上げましたように、第一種住宅地域とはつきり入っているわけですが、おそれくこれは、制限ということとはちよつと考えられませんか、禁止になるんでしよう。この場合、制限ですか、禁止ですか。

○吉田(泰)政府委員 法律で「制限」といっているのは、許可を要するといふ形の制限、こういうことを主としていっているわけでありまして。

○森井委員 いまの答弁はよくわからないけれども、とにかくいえることは、そこでは表現の自由が極めて制限をされておる。何とかパーセンという話がちよつとありましたけれども、それといま時の問題として、たとえば「物価値上げ反対」であるとか、あるいは先ほど例にあげました「アメリカのベトナム侵略戦争反対」であるとか、訴えることはたくさんあると思ふわけでありまして。あるいは「東京ふるさと計画を実現しよう」であるとかいろいろあると思ふわけですが、これについて禁止もしくは制限をつけるといふことは、私はやはりこの法のものが、冒頭に申し上げましたように、公共の福祉というのを強調し過ぎるあまり、行き過ぎであると思ふわけです。この点、法制局の見解を聞きたいと思ふのです。第一種住宅地域に限って、つまり閑静な場所ではない申し上げましたステッカーなりポスターなりを張った場合

です。

○林信一(一)政府委員 お答え申し上げます。

現行の屋外広告物法の第四第一項の「禁止し、又は制限することが出来る」ということについては「禁止し」はこの条文の上では絶対禁止であり、「制限」は許可制を予定したものであろうという点は大だいたいの都府市長の答えのとおりであらうと存じます。これは森井委員十分御承知と存じます。この法律は直接この法律で規制するというのではなくて、条例にまかしてあるわけでございます。条例制定の際の基準といたしまして、全国あまりに不統一になつてもいいかなもののであろうかというので、昔の法律と違ひまして、条例の基準法として制定されているのが現行法でございます。

〔村田委員長代理退席、委員長着席〕

したがいまして、具体的に第一種住居専用地区に於いていかなる屋外広告物がいかなる規制を受けるかといふことは、すべてこれ条例にまかされておるわけでございますが、その条例はこの屋外広告物法の基準に従うべきものであるという仕組みになっております。

ところで、ある都道府県におきまして条例を制定するに際しまして、第一種住居専用におきましてある広告物を絶対に禁止するか、あるいは許可制にするかといふこと(これは、これは条例の選択にまかされております。そこで、先ほどたびたび申し上げましたように、表現の自由と公共の福祉との兼ね合いの問題でございます。これは表現する側の自由といふこともございまして、あるいはその表現を受ける受け身の立場からの自由と申しますか、という問題もございまして。また広告物の内容によつて規制を分けるということも、これもいかなるものであろうか。かえつて内容を審査しなければならぬ。たとえば、プロレスの広告はいいけれども物価値上げ反対の広告はよろしいといふふうに分けるわけにもまいりません、これらはすべて条例にまかされておりますが、法律の立場からは、少なくとも第一種住居専用地区におきまし

て屋外広告物が絶対禁止される条例を制定し得るという制度になつてゐる、これは間違ひございません。

○森井委員 条例にまかされると言われますけれども、いま私が申し上げておるのは法律ですよ。ちゃんとの法律で、具体的には第四條の中で制限もしくは禁止する区域として、第一種住宅地域、第二種住宅地域というのが入つてゐるわけですね。先ほど申し上げましたとおり一律禁止もしくは制限、このことを書いてあるわけですが、条例にまかす、まかさないではなくて、そういうふうにならうにそれはおそろく、具体的に申し上げますと「第一種住居専用地域、第二種住居専用地域」これだけもう全国一網にするような制限のしかたなんですね。法律では個々にこの場所という形ではない。とにかく先ほど申し上げましたような住宅地域については法律で——もちろんそれは「制限することである」といふ形にはしてありますけれども、法そのものに問題があるのじゃないか。時間の關係でこの点については法制局から……。

それからもう一つは、特に大臣にお伺ひしたいわけですが、先ほど申し上げました、また住宅地域で申し上げました、たとえば何とパーセンとかいふふうなもの、要するに完全な営利を目的とするものと、いまこの物価をどう下げいくかといふふうな表現をするもの、つまり完全な思想性を持ってそれを訴えていくようなもの、逆にいえば営利を目的としな純然たる思想の表現等に当たるもの、これとを同列に、しかも具体例としては先ほど申し上げましたように住宅地域といふことに限つていふ質問をしておるわけですが、何もかも一緒に制限するといふことについては私はどうしても納得ができません。ですから、せめて大臣、先ほど申し上げました営利を目的とするものとそうでないものとだけ分けて、それで憲法に保障された思想、表現の自由等に当たるものについては認めていくべきではないかといふふうにか考へるわけです。この点の大臣のお考

○金丸國務大臣　風致景観の維持という問題でこの法案を提案いたしておるわけでございまして、そういうことでございますから、営業的であると非営業的であるとかいう区別をするということ

います。

○森井委員　愛国党の例が出ましたけれども、私はこの法律はやはりもろ刃の剣だと思ふのですよ。たとえば、氣に入らね言い方ではありますが、「田中内閣打倒」とあれば書いてありました。たまたま愛国党がやりましたけれども、革新陣営からもう「田中内閣打倒」というのはあり得るわけですね、これは当然主義主張が違ふわけですから。もろ刃の剣であるという点を私は非常に危惧するわけです。

う観点からすれば、せめてこの軽犯罪法第四条の規定くらいは屋外広告物法にもやはり盛られてしめるべきだ、こういうように考えるが、法制局の考え方を聞きたいと思います。

○林(信一)政府委員 御指摘のような規定が輕犯罪法にございますことはそのとおりでございます。これは昔の警察犯処罰令からいまの輕犯罪法になったわけでございますが、現行の輕犯罪法をつくるにあたりましては、とにかく非常に理解しやすいように、わかりやすいようにということ、用語その他につきましても従来の書き方と相違った書き方をされております。これはこのもとの考え方として当然こういう規定が入ったの

だと思いますが、屋外広告物法に同じ規定を入れていけないということはもちろんありませんけれども、たびたび申し上げましたように、表現の自由は憲法上非常に重要なものである、国民の権利であるということは何人も疑いのないところでございまして、それを規定しなければ乱用されるようでは実は困るわけでございます。法技術的にそれは書けないということはもちろんございません。

書くのが適當かどうかというのは、私どもの判断よりも、これはむしろ政策的な判断であろうと存じます。

○森井委員　もう一つ、一律に住宅専用地域を制限もしくは禁止をするという項目についての見解を聞きたい。

○林(信二)政府委員　これは屋外広告物法の第四條第一項の「（一）木きのはうにございますように」〔都道府県は、条例で定めるところにより、美観

たがいては、法律自体が必ずこうしなさいといつておるわけではございませんで、その点は法律の準則に従つて地方議会が判断されることである、そういう意味で申し上げたわけでございます。

○森井委員 どうも私の見解とかなり違いますので、ちがひがあるから、次の質問に入りたいと思います。

今回の改正のもう一つの眼目、つまり屋外広告物業者の講習会の問題についてだけお伺いをして私の質問を終わりたいと思います。

私が思い起こすのは、たとえば全国の理容師、美容師の業者にいわゆる管理理美容師を置かなければ

ればならないという法改正がございまして、全国的に大混乱を起こしたのを思い出すわけであります。今回の場合でも、講習会出席を義務づけるという形でありますけれども、しかもこれは各県がそれぞれ一定の受講料を取ってやるということでは

講習会を終えておらなければ屋外広告を業とすることができない、こういう形になるわけです。しかも講習会というのは、あとで御説明いたしたいと思いますが、年に一回あるのか。たとえば年に一回だとすれば、今回の講習を受けなかったらもう来年まで、屋外広告業をしようとしてもできないわけでしょう。なぜなら、講習会修了の免状といえますか修了証書といえますか、それを持つておらなければ屋外広告業が営めないわけです。そうしますと、これは職業選択の自由とも重大な関連があると思うわけです。この点、建設省並びに法制局、それぞれから御答弁をいただきました。

○吉田(泰)政府委員　まず、この講習会修了者等の設置につきましても、他の条文と同様、都道府県の判断により条例で定めるということであります。その根拠を本法に置いたということでもあります。

〔委員長退席、村田委員長代理着席〕
御指摘のように出席にも無理があるとおっしゃいます。私ども、十八時間、三種類ぐらいの講義

期間を置くということも考えておるわけでありまして、営業所ごとにだれか一人おればいいということでもありますので、職業選択の自由というものを不当に侵すものとは考えません。

なお、年に一回くらいしかやらないのでは次の年まで営業できないのではないかと、こういうことでありますが、これにつきましては、講習会修了者がおらなくても一応営業できるわけでありまして、その設置を義務づけた条例のある県におきま

しては、その場合に本法の九条第二項によりまして、「期間を定めて、講習会修了者を置くべきことを命ずることができる。」ということになり、この「期間」としては、当然次の講習会が終わって、その後手続に要する期間というものを含めまして設置を命ずるということになりますから、年に一回であっても支障がないと考えます。

○林(信一)政府委員　お答えいたします。
今回のこの第九条の改正が職業の自由にかかわ

りがあるではないかという点はまことにお尋ねのとおりでございます。われわれも審査にあたつてその点に十分配慮したつもりでございます。憲法の二十二条第一項は「何人も、公共の福祉に反しない限り、」と特にうたつてございますように、公共の福祉上の要請があれば、やはりある程度の職業選択の自由が制限されてもこれはやむを得ないということでございます。

第九條は、地方の実情に依りて条例で定めるといふ形をとっております。

〔村田委員長代理退席、委員長着席〕

従来の経緯、経験等にかんがみまして、建設省がこの程度の制限はやむを得ないとお考えになつたその御判断、都市局長が申されました事柄につきまして、われわれもそれを理解いたしまして御提案申し上げたということでございます。

○森井委員 都市局長、ちょっとよくわからないのです。速記を見ればわかると思うが、講習会を修了しない者がいてもいいのですか、これは。条文を見ると、今回の改正案で、必ず講習会修了者を置かなければならないということを都道府県知事は条例で定めることができる、こういうことになるのだらうと思うのですけれども、法律では明らかにこれは講習会の修了者を置かなければ営業ができない、こういうように私は理解をしておるわけですが、あなたは、ちょっと答弁がわからなかつたけれども、講習会を修了しなくても営業ができるというふうになつて聞き取れたので、その点明らかにしてもらいたいと思ふのです。

○吉田(泰)政府委員 この届け出の規定、これは登録などと同じで、そのもの自体では何らの資格要件なしに、ただ届け出ればいいわけでありまして、それから講習会修了者設置義務の規定は、これは届け出とは直接関係なく、別個に条例で規定することができるといふ立て方になつておりました。講習会の修了者がおらなくても、その法律上の是正措置としてはその二項にあります、「置くべきことを命ずる」わけでありまして、それについては、次の講習会が終わるまでの期間は当然置くといふ

ことでありますから、その間は営業できるというわけでありまして。

○森井委員 もう一ぺん確認をしておかなければ、これはたいへんなことになると思ふのですが、第九條では、前のほうは略しますが、「都道府県の行なう講習会の課程を修了した者(以下「講習会修了者」といふ)が置かれていなければならぬものとする」といふことができる。「置くことができる」といふのは条例の問題があるからこう書いてあるわけでありまして、法では必ず置かなければならぬ、こういう形になつてゐるわけですね。忙しくて講習会に出席できない、あるいはきょうから営業するけれども講習会は一年後だといふふうな場合の措置についてはあとの項で書いてありますね。もし行かなかつたらどうなるのですか。いまは講習会を修了してない、だから講習会を受けるように命ずることができ、こうなつておりますね。

○吉田(泰)政府委員 おっしゃるとおり、最終的には置かなければならぬのでしよう。には置かなければなりません。(経過措置だけだ)と呼ぶ者あり)

○森井委員 いま声がありました、経過措置があるだけで、私はきわめて問題だと思ふ。特に奥さんと御本人と二人ぐらゐでやつておられる看板屋さんもあるわけですね。先ほど申し上げましたようなことで、資料から見てもほんとうに零細な人が多い。それが二日なり三日なり、しかもこれは、県単位で申し上げますとおそれいせいで、何日もの仕事を休んで講習会に参加しなければならぬ。私、ことは悪いですが、講習の中身はよくわかりませんが、あなたが企画をしておられる講習の中身というのは、率直に申しますとそうたいしたものにならないのじゃないか。また受ける側も、それだけ法的な知識その他が一般的にあるわけじゃありませんから、講習会の

中身で考えてみますときに、どういふことを企画しておられるのか知りませんが、私はやはり講習会はやめるべきじゃないかと思ふのです。また事実できないと思ふ。とにかく非常に無理があると思ふので、よしんばやられるなら十八時間というふうな形でなくて、ほんとうに形式的にその日一日だけで済むようにする等、うんと簡便なものにされる必要があると思ふのです。この点、最後に大臣から所見をお聞きをいたしまして私の質問を終わりたいと思ひます。

○金丸國務大臣 一つの経過措置としてやるべきだ、こういうことですから、その経過措置としては、その講習会の内容というものもえらいむずかしい内容であつてはならない。順次広告業界の内容も充実していくといふことですから、講習会の程度も順次上げていくといふようなことを考えるべきですが、最初から、やつてみるけれども内容がうまくわからぬといふような講習会であつてはならぬ。参加者がまことに、こういうことを使つていかどうかかわからぬが、幼稚な人が多いといふことも考えなくちゃならぬ。そういう意味で経過措置としてやるということでございますが、いまの十八時間といふような時間の問題につきまは検討させていただきますと思ひます。

○服部委員長 正森成二君。

○正森委員 まず最初に伺ひますが、本日は何時まで質問させていただきましょうか。その時間によつては、とても常識的に考えて質問を終わるわけにいきませんので、次回の機会を持っていただきたいと思ひます。

○服部委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○服部委員長 速記を始め。

○正森委員 いま委員長の声をかすかに漏れ承つたのですが、十二時三十分までということだそうなんです。そうするとあと十分しかございません。したがつてこれでは質問できないことは常識的に明らかでございます。したがつて、時間ぎりぎりまではもちろんやりますが、資料がこれだけござい

ますので、別の機会を設けていただきたい、これをお約束願ひますか。

○服部委員長 十分考慮いたします。

○正森委員 それでは建設大臣に伺ひます。本件の屋外広告物法に關連する問題は、結局表現の自由にかかわることでありまして、それは、大臣の御承知のとおり、表現の自由は憲法二十一条で、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由を保障する。何らの留保なく定めてあります。そこで屋外広告物法の第一條を見ますと、美觀風致と公衆の危害を防止するといふ二点になつておりますが、その前段の美觀風致についての憲法上の根拠について伺ひたい。――ちよつと待つた。そういう重大な問題は当然大臣が答へるべきです。こういう重大な根本的な問題について大臣が答へられないとは一体何だ。委員長、大臣に答へさせてください。

○金丸國務大臣 言論の自由、表現の自由、この問題と今回の提案いたしております屋外広告物の法案でございますが、美觀風致といふ問題あるいは危害を國民に及ぼすことを除去するといふようなこと、そういう意味で調和のとれたといふ考え方、もちろん言論の自由といふものがあるいは表現の自由といふものは十分に認められなければならぬと思ふのですが、その中でも節度あり、あるいは調和あるものがあつてしかるべきだ、私はこう考えます。

○正森委員 いまの金丸建設大臣のお答えは全く憲法上の答えになつておらない。二十一条の表現の自由といふものは条文上は絶対的に制限されておらず、憲法の法學上、基本的な人権相互間の矛盾がある場合に一定の範囲で制限されるということでありまして、その制限する他の基本的人権に該當する憲法上の根拠は何かと聞いておるのに、それが答へられないとは一体どういふわけか。美觀風致が憲法上の条文に基づいて基本的人権とされておるか、それを明確にお答え願ひたい。

○服部委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○服部委員長 ちよつと速記をとめて。

